

# 冷蔵倉庫保管料率表

# 冷蔵倉庫荷役料率表

神 戸 運 輸 監 理 部 届 出

令和 6年 4月 11日 届出

寿 冷蔵株式会社

# 冷蔵倉庫保管料率表

(令和 6年 4月 11日 届出)

## 1. 適用規定

- (1) 一般保管料は暦日によって1日から15日までと、16日から月末までとを、それぞれ1期として計算する。
- (2) 一般保管料は、原則として、比重の大きい寄託物にあつては重量により、また、比重の小さい寄託物にあつては体積により、算出した額による。  
寄託物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積を基準とする。  
寄託物の重量は、風袋込皆掛重量を基準とする。  
1個25dm<sup>3</sup>又は、10kg未満のものは、それぞれ25dm<sup>3</sup>又は、10kgとして計算することができる。  
但し、ばら貨物はこの限りでない。
- (3) 容積建保管料の容積の計算は相対する両壁面間の距離と、床上から冷却管下端(天井に冷却管のない場合には、天井又はダクト下端)までの高さとの相乗積をもってする。但し、柱の占める容積(送風式冷却装置がある場合には、同装置の占める容積)を除く。
- (4) 予備冷却をする場合は、別に一般保管料1期分加算を基本とする。
- (5) 一般保管料(ばら貨物を除く)の1個当り1期の料金に10銭未満の端数があるときは、その端数金額を10銭として計算する。
- (6) 請求各口につき10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円として計算する。
- (7) 1口1期の保管料が400円に満たない場合は、400円とする。
- (8) 再保管貨物の保管料については、別に定めることがある。
- (9) 一般保管料とは異なる計算方法(期制、料金建て)で算出した保管料が一般保管料に換算しその幅料金内に収まる場合には、当該保管料で契約することがある。
- (10) 年間庫入れ契約により安定かつ継続的な寄託が見込まれる貨物の保管料については、別に定めることがある。
- (11) 年末年始、大型連休前後等繁忙期のスポット貨物の保管料は、別に定めることがある。
- (12) 通路確保が不要、種類が少ない、先入先出がない、日付管理が不要など保管効率が良い長期安定貨物の保管料は、別に定めることがある。
- (13) ①期替り近くに入出庫された貨物又は農産物等の収穫期における搬入作業完了迄の期間の保管料について、その一部又は全部を減免することがある。  
②長期安定貨物の保管料について、当該貨物の入出庫時期、保管期間等の状況により、保管料の請求期間を短縮することがある。  
③入庫及び出庫の日を含めて、3日以内の保管の場合、保管料について、その一部又は全部を減免することがある。
- (14) 本料率表の適用地域は全国とする。

## 2. その他

### 消費税等の加算

消費税は、1から2までによって計算した料金の総額の消費税(地方消費税を含む)に相当する金額を別途加算するものとする。但し、保税貨物に係わる料金については、この限りではない。

加算に当っては、1(4)④にかかわらず、上記より計算された金額に1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入するものとする。

# 冷蔵倉庫荷役料率表

(令和 6年 4月 11日 届出)

## 1. 適用規定

- (1) この料率表は、寄託者の貨物が倉庫業者の指定する荷捌場に取り卸されてから、荷捌場にて引渡されるまでの作業に適用するものとする。
- (2) 普通荷役料率は、入庫、出庫往復料率とする。  
荷役料は、寄託者に対して庫入時に請求することを基本とする。但し、負担が適当と認められる者がこれを負担する場合は収受した荷役料を返還又は振り替え請求する。
- (3) 普通荷役料率は、原則として、比重の大きい寄託物にあつては重量により、また、比重の小さい寄託物にあつては体積により、算出した額による。  
寄託物の体積は、荷造包装の外部から計った体積を基準とする。  
寄託物の重量は、風袋込皆掛重量を基準とする。
- (4) 料金の計算方法
  - ①割増割引が重複する場合は、各割増割引率を合算して普通荷役料率に乘じ計算する。
  - ②1個 25dm<sup>3</sup>又は、10kg 未満のものは、それぞれ 25dm<sup>3</sup>又は、10kg として計算することができる。但し、ばら貨物はこの限りではない。
  - ③1個（ばら貨物を除く）当りの料金に10銭未満の端数があるときは、その端数金額を10銭として計算する。
  - ④請求各口につき10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円として計算する。
- (5) 1回の荷役料が600円に満たないときは、600円とする。
- (6) 普通荷役料率とは異なる計算方法（料金建て）で算定した荷役料が普通荷役料に換算しその幅内に収まる場合には、当該荷役料で契約することがある。
- (7) 年間入庫契約により安定かつ継続的な寄託が見込まれる貨物の荷役料については、別に定めることがある。
- (8) 年末年始、大型連休前後等の繁忙期のスポット貨物の荷役料は、別に定めることがある。
- (9) 通路確保が不要、種類が少なく、先入先出がなく、日付管理がないなど作業効率が良い長期安定貨物の荷役料は、別に定めることがある。
- (10) 本料率表の適用地域は全国とする。

## 2. その他

### 消費税等の加算

消費税は、1から2までによって計算した料金の総額の消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を別途加算するものとする。但し、保税貨物に係わる料金については、この限りではない。  
加算に当っては、1（4）④にかかわらず、上記より計算された金額に1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入するものとする。

以 上